平成２８年（フ）第５５号
岩手県大船渡市三陸町越喜来字小泊59番地１
債務者　前田フミ子
１　決定年月日時　平成28年12月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第１７２０号
愛知県瀬戸市幡野町313番地の５　セリーヌ101
債務者　日比　善成
１　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４４号
島根県出雲市斐川町荘原927番地１　デイジー　Ⅱ―203
債務者　洋菓子店アンフィニこと　隅田　健二
１　決定年月日時　平成28年12月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第４５号
島根県出雲市斐川町荘原927番地１　デイジー　Ⅱ―203
債務者　隅田　紀子
１　決定年月日時　平成28年12月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第１３５５号
さいたま市北区宮原町４丁目58番地22
ビューハイツ宮原106
債務者　遠藤　愛海
１　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３９７号
さいたま市岩槻区大字大野島110番地２
債務者　横田　貞男
１　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３９８号
さいたま市岩槻区大字大野島110番地２
債務者　横田　一子
１　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４３０号
さいたま市岩槻区大字岩槻5396番地９
債務者　並木美代子
１　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４７９号
さいたま市岩槻区本町１丁目16番７号
債務者　三ツ橋　勲
１　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５４７号
埼玉県北足立郡伊奈町西小針５丁目77番地
エレガンツァ　ソーレＢ202
債務者　神田　織江
１　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６０７号
さいたま市西区大字内野本郷993番地20
債務者　庄司　秋男
１　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６２６号
埼玉県春日部市梅田本町１丁目６番８号　北春日部ハイツＣ―102、旧住所埼玉県春日部市米島421番地７
債務者　藤倉　至二
１　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６３４号
埼玉県八潮市大字大曽根910番地　ベルドゥムール八潮503号室
債務者　青柳　一絵
１　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６６５号
埼玉県吉川市高富１丁目23番地８　花富館101号
債務者　アルカンタラ　ロラリン　アルコリザ（旧姓宮澤）
１　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１８２４号
北海道千歳市信濃４丁目11番16号
債務者　武田　洋志
１　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９５５号
札幌市白石区栄通10丁目５番28号　東京ＭＳ―102号
債務者　嘉東　陽一
１　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９６６号
札幌市北区新琴似７条２丁目１番46―705号
債務者　新居裕美子（旧姓前野）
１　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部